

第3次流山市環境基本計画（案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	第3次流山市環境基本計画 修正案
1-1	記載なし	記載なし	「乗り換えが多く、行きづらい場所」については「バスを運行する」事を検討してはどうか。たとえば、松戸テラスと千葉西総合病院、あちらは周りに何も無く不便だ。テラスと病院は、1本で行ければ大変便利だ。テラスは1時間に2本しか無く、おくれる。あちらの人もこちらへ来れば、便利になると思う。	本計画に直接関係がないことから、ご意見は担当部署へお伝えします。	無	
2-1	P8	第2章 流山市の現状と課題 (1)自然環境	●変更前： 「首都圏内の都市としては利根運河や市野谷の森等に代表される自然環境が比較的多く残っており、オオタカが生息するなど、緑と水の豊かさや生物多様性は地域の特徴であり魅力のひとつとなっています。」 ●変更後： 「首都圏内の都市としては利根運河や市野谷の森等に代表される自然環境が比較的多く残っており、オオタカが生息するなど、緑と水の豊かさや生物多様性は地域の特徴であり魅力のひとつとなっていました。」 ●変更理由： つくばエクスプレスの沿線開発事業や物流倉庫の建設を始めとする都市開発の進展により、すでにかつての緑と水の豊かさや生物多様性といった地域の特徴はかなりの部分失われているので、現状を正しく判断するためには過去形で記述すべきである。	本市は、都市開発によって緑が減少しないようグリーンチェーン戦略、まちなか森づくりプロジェクト等を実施してきていること、江戸川、利根運河等の水の豊かさ、オオタカが生息しているという事実からも、現在においても緑、水の豊かさ、生物多様性は地域の特徴であり本市の魅力のひとつであると考えております。	無	
2-2	P8	第2章 流山市の現状と課題 (1)自然環境	●変更前： 「気候変動等により、今ある自然や生態系が失われる可能性があります。」 ●変更後： 「つくばエクスプレスの沿線開発に伴う区画整理事業や物流倉庫の建設を始めとする都市開発の進展により、かつての豊かな自然や生態系の多くの部分が失われようとしています。」 ●変更理由： 現在、流山の自然環境が大幅に悪化してきている原因の多くは、都市開発の進展によるものであり、「気候変動等」とあたかも気候変動が大きな原因であるような括り方は誤解をまねく。また、後半部分は、「可能性がある」のではなく、すでに失われてきていることを正しく認識すべきである。	ご意見をいただいた箇所は、本計画における今後の課題について記載しています。これまでの経過について述べている箇所ではありません。また、開発に関する事項については、（2）都市環境において述べています。 ご意見の箇所については、重複しないよう表現を選んだものです。	無	
2-3	P8	第2章 流山市の現状と課題 (2)都市環境	●変更前： 「開発行為により、今ある緑が失われる可能性があります。」 ●変更後： 「開発行為により、今ある都市環境の中の身近な緑が失われてきました。」 ●変更理由： （1）で取り上げている市野谷の森や利根運河などの自然環境だけでなく、区画整理事業やその周辺部でも都市化の進展により、身近な緑が消失してきており、その現状を正しく認識し記述すべきである。	ご意見をいただいた箇所は、本計画における今後の課題について記載しています。また、計画案記載のとおり、今後失われる可能性があるのは「今ある緑」であると認識しており、その課題に対し目標を定め施策を実施してまいります。	無	
2-4	P12	第3章 将来の環境像と目標 3 計画の基本目標や施策の方向 基本目標 1 施策の方向	●変更前： 「都市と自然との共生を実現していくため、本市の風土を伝承する古墳・野馬土手等歴史的文化財を含む自然環境の保全と、建物や街並みの緑化、緑を活かした公園整備などの新たな緑地の創出を推進します。」 ●変更後： 「都市と自然との共生を実現していくため、「流山市みどりの基本計画」に基づいて、当該戦略で定めた重点プロジェクトを実施し、本市の風土を伝承する古墳・野馬土手等歴史的文化財を含む自然環境の保全と、建物や街並みの緑化、緑を活かした公園整備などの新たな緑地の創出や、みどりを支える人材の育成・支援を推進します。」 ●変更理由： 「施策の方向② 緑の保全・創出・活用の推進」に当たっては、「流山市みどりの基本計画」に定めた重点プロジェクトの実施が重要な位置を占めると思うので、その旨を強調したい。 また、その重点プロジェクトの1.～3.は後半の文章「本市の風土を～新たな緑地の創出」の中に包摂されると考えられるが、「4.みどりを支える人材の育成・支援」についての記述が入っていないので、ここに追加した。人材の育成については、「基本目標5オール流山で環境保全と改善に取り組むまち」にも触れられているが、「流山市みどりの基本計画」の一環としての記述であること、およびボランティアの育成と維持管理が必要なみどりを結びつけるというユニークな施策である点を考慮してあえて追加したい。	ご意見の「流山市みどりの基本計画」にも関係する計画ですが、本計画は、本市における環境面での基本的な計画であり基本的な内容を示すものとしています。個別・具体的な内容については、個別の計画で定めるものと考えます。	無	

第3次流山市環境基本計画（案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	第3次流山市環境基本計画 修正案
2-5	P12	第3章 将来の環境像と目標 3 計画の基本目標や施策の方向 基本目標1 施策の方向	●変更前： 「農地や斜面林の保全・活用」 ●変更後： 「農地や雑木林の保全・活用」 ●変更理由： 守るべき森林は、斜面林だけでなく平地林も含めるべきと考える。	平地林は、「②緑の保全・創出・活用」の中に対象として含んでいるため、改めて記載することは考えておりません。	無	
2-6	P13	第3章 将来の環境像と目標 3 計画の基本目標や施策の方向 基本目標1 市の取り組み	●変更前： 「市野谷の森については生態系に配慮し、千葉県、市、市民団体の協働により保全に努めます。」 ●変更後： 「市野谷の森を始めとする「生物多様性ながれやま戦略」の重点地区・拠点については生態系に配慮し、千葉県、市、市民団体の協働により保全に努めます。」 ●変更理由： 基の文章では、市野谷の森しか施策の対象に入っていないと誤解される恐れがある。	市野谷の森だけが施策の対象ではないため、誤解されないような表現に変更します。	有	P13ページ上段 【修正前】 市野谷の森については生態系に配慮し、千葉県、市、市民団体の協働により保全に努めます。 【修正後】 市野谷の森や大畔の森等において生態系に配慮し、千葉県や市民団体などの当該地区や場所に関連する団体と協働して保全に努めます。
2-7	P13	第3章 将来の環境像と目標 3 計画の基本目標や施策の方向 基本目標1 市の取り組み	●追加： 「緑の保全及び創出」に以下の項目を追加 ・「流山市みどりの基本計画」の重点プロジェクトに記載された総合運動公園、大畔の森、市野谷の森、思井～芝崎地区、古間木～野々下地区、および保全配慮地区として指定された利根運河地区、新川耕地沿い地区、前ヶ崎地区については、特別緑地保全地区の指定や市民緑地制度の活用など、地権者や市民と協力し、残された緑の保全・創出に努めます。 ●追加の理由： 流山市の緑の保全と創出を強力に進めるためには、「流山市みどりの基本計画」に記載された施策を実施することが必要・不可欠である。	本計画は、本市における環境面での基本的な計画であり、基本的な内容を示すものです。個別・具体的な内容については、個別の計画で定めるものと考えています。	無	
2-8	P13	第3章 将来の環境像と目標 3 計画の基本目標や施策の方向 基本目標1 市の取り組み	●追加： 「緑の保全及び創出」に以下の項目を追加する。 ・緑地保全の担い手となるボランティアを育成し、ボランティアの活動できる場所や機会の提供・紹介を行うための仕組みを構築します。 ●追加の理由： 流山市の緑の保全と創出を強力に進めるためには、「流山市みどりの基本計画」に記載されたボランティアの育成と活動場所のマッチングが必要と考える。	本計画は、本市における環境面での基本的な計画であり、基本的な内容を示すものです。個別・具体的な内容については、個別の計画で定めるものと考えます。	無	
2-9	P13	第3章 将来の環境像と目標 3 計画の基本目標や施策の方向 基本目標1 市の取り組み	●変更前： 「農地の保全・活用」 ●変更後： 「農地や雑木林の保全・活用」 ●変更理由： 農地だけでなく、雑木林の保全・活用も必要な施策と考える。	雑木林は、「緑の保全及び創出」の中に対象として含んでいるため、改めて記載することは考えておりません。	無	
2-10	P13	第3章 将来の環境像と目標 3 計画の基本目標や施策の方向 基本目標1 市の取り組み	●追加： 「農地や雑木林の保全・活用」に以下の項目を追加する。 ・特別緑地保全地区の指定や市民緑地制度を活用した雑木林の面積を広げます。 ●追加の理由： 流山市では都市化の進展に伴い、多くの平地林や斜面林が消失してきており、その保全は喫緊の課題である。	本計画は、本市における環境面での基本的な計画であり、基本的な内容を示すものです。個別・具体的な内容については、個別の計画で定めるものと考えます。	無	
2-11	P13	第3章 将来の環境像と目標 3 計画の基本目標や施策の方向 基本目標1 市の取り組み	●変更前： 「湧水の保全に努めます。」 ●変更後： 「市内の湧水の場所を把握し、観察施設を設置するなど適切な保全策を実施します。」 ●変更理由： 市の取り組みとしては、もう少し具体的な記述が望ましい。	本計画は、本市における環境面での基本的な計画であり、基本的な内容を示すものです。個別・具体的な内容については、個別の計画で定めるものと考えています。	無	

第3次流山市環境基本計画（案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	第3次流山市環境基本計画 修正案
3-1	P8	第2章 流山市の現状と課題 (1)自然環境	【課題】 気候変動等により、今ある自然や生態系が失われる可能性があります。 ですが、 【課題】が気候変動についての事だけなのはおかしいと思いました。まずは開発によって自然環境が失われている現実と今後も失われていくという課題を、一番に明記すべきではないでしょうか？【現状】のところで「緑と水の豊かさや生物多様性は地域の特徴」と言っていますが、緑と水の豊かな場所の面積が減る事は生物多様性に大きなマイナスを与えます。同ページの(2)都市環境 の課題には書かれていますが、まずこちらで取り上げる課題だと思いました。	ご意見をいただいた箇所は、本計画における今後の課題について記載しています。これまでの経過について述べている箇所ではありません。また、開発に関する事項については、(2)都市環境において述べています。 ご意見の箇所については、重複しないよう表現を選んだものです。	無	
3-2	P12	第3章 将来の環境像と目標 3 計画の基本目標や施策の方向 基本目標 1 施策の方向	③農地や斜面林の保全・活用 農地や斜面林を自然環境の資源として保全と活用を推進します。 は、 ③農地や雑木林の保全活用 農地や雑木林を自然環境の資源として保全と活用を推進します。 としてはどうか？市民の憩いや子どもたちの自然体験で自然を享受できるのは斜面よりも圧倒的に平地林です。具体的な保全の取り組み	平地林は、「②緑の保全・創出・活用」の中に対象として含んでいるため、改めて記載することは考えておりません。	無	
3-3	P13	第3章 将来の環境像と目標 3 計画の基本目標や施策の方向 基本目標 1 市の取り組み	【多様な生き物の保全】 ・市野谷の森については生態系に配慮し、千葉県、市、市民団体の協働により保全に努めます。 は 【多様な生き物の保全】 ・生物多様性流山戦略の重点地区については生態系に配慮した保全に努めます。市野谷の森については千葉県、市、市民団体の協働していきます。 のようにしてはどうでしょうか？市野谷の森だけで多様な生物の保全の取り組みをすればよいと言う事ではないです。	市野谷の森だけが施策の対象ではないため、趣旨を踏まえ、誤解されないような表現に変更します。	有	P13ページ上段 【修正前】 市野谷の森については生態系に配慮し、千葉県、市、市民団体の協働により保全に努めます。 【修正後】 市野谷の森や大畔の森等において生態系に配慮し、千葉県や市民団体などの当該地区や場所に関連する団体と協働して保全に努めます。
3-4	P13	第3章 将来の環境像と目標 3 計画の基本目標や施策の方向 基本目標 1 市の取り組み	特別緑地保全地区や市民緑地の制度を活用した雑木林の保全を目指します。 理由：是非具体的に書いてほしいです。	本計画は、本市における環境面での基本的な計画であり、基本的な内容を示すものです。個別・具体的な内容については、個別の計画で定めるものと考えます。	無	
3-5	P13	第3章 将来の環境像と目標 3 計画の基本目標や施策の方向 基本目標 1 市の取り組み	・湧水の保全に努めます。 は、具体的な文言を入れていただけるといいと思いました。	本計画は、本市における環境面での基本的な計画であり、基本的な内容を示すものです。個別・具体的な内容については、個別の計画で定めるものと考えます。	無	
4-1	全体		本計画を拝見して、市民として率直に良い計画であると思いました。目指す環境像、基本目標1～5はどれも重要であり、目標達成と実現のために協力するだけでなく、個々の市民が主体的に実施できるものもあと感じました。下位の実行計画や参考情報を掲載いただいているのでわかりやすく、本計画の実行や立案の根拠も理解できました。本計画に沿って環境に関する取り組みを確実に進めて下さい。	ご意見ありがとうございます。 計画を確実に進めてまいります。	無	

第3次流山市環境基本計画（案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	第3次流山市環境基本計画 修正案																																								
4-2	P18	第3章 将来の環境像と目標 2 計画の体系 3 計画の基本目標や施策の方向 基本目標3 表「目標指標と将来目標」の資源化率と最終処分量	表「目標指標と将来目標」の資源化率と最終処分量の目標値設定の考え方は「流山市一般廃棄物処理基本計画」とだけ記載されており、意味が理解できませんでした。流山市一般廃棄物処理基本計画の何を目標とするのですか。他の項目と同様に目指す内容を具体的に文章で記載すべきと考えます。少なくとも「流山市一般廃棄物処理基本計画に示す〇〇の達成を目指す」くらいは書くべきだと思いますので、修正をご検討下さい。	目標指標と将来目標について、他の基本目標と同様に他の計画の指標を利用する際は表現をあわせ、わかりやすいものとします。	有	①P18表中段 「資源化率」の目標設定の考え方 【修正前】 流山市一般廃棄物処理基本計画 【修正後】 流山市一般廃棄物処理基本計画に基づき、第2次計画終了時よりも増加させることを目指します。 ②P18表下段 「最終処分量」の目標設定の考え方 【修正前】 流山市一般廃棄物処理基本計画 【修正後】 流山市一般廃棄物処理基本計画に基づき、第2次計画終了時よりも減少させることを目指します。 (修正前) <table><tr><th>指標</th><th>単位</th><th>R5年度実績</th><th>将来目標の方向性(R16)</th><th>目標値設定の考え方</th></tr><tr><td>1人1日あたりのごみ発生量</td><td>g</td><td>742</td><td>↓</td><td>流山市一般廃棄物処理基本計画に基づき、第2次計画終了時よりも減少させることを目指します。</td></tr><tr><td>資源化率</td><td>%</td><td>28.5</td><td>↑</td><td>流山市一般廃棄物処理基本計画</td></tr><tr><td>最終処分量</td><td>t</td><td>1,432</td><td>↓</td><td>流山市一般廃棄物処理基本計画</td></tr></table> ↓ (修正後) <table><tr><th>指標</th><th>単位</th><th>R5年度実績</th><th>将来目標の方向性(R16)</th><th>目標値設定の考え方</th></tr><tr><td>1人1日あたりのごみ発生量</td><td>g</td><td>742</td><td>↓</td><td>流山市一般廃棄物処理基本計画に基づき、第2次計画終了時よりも減少させることを目指します。</td></tr><tr><td>資源化率</td><td>%</td><td>28.5</td><td>↑</td><td>流山市一般廃棄物処理基本計画に基づき、第2次計画終了時よりも増加させることを目指します。</td></tr><tr><td>最終処分量</td><td>t</td><td>1,432</td><td>↓</td><td>流山市一般廃棄物処理基本計画に基づき、第2次計画終了時よりも減少させることを目指します。</td></tr></table>	指標	単位	R5年度実績	将来目標の方向性(R16)	目標値設定の考え方	1人1日あたりのごみ発生量	g	742	↓	流山市一般廃棄物処理基本計画に基づき、第2次計画終了時よりも減少させることを目指します。	資源化率	%	28.5	↑	流山市一般廃棄物処理基本計画	最終処分量	t	1,432	↓	流山市一般廃棄物処理基本計画	指標	単位	R5年度実績	将来目標の方向性(R16)	目標値設定の考え方	1人1日あたりのごみ発生量	g	742	↓	流山市一般廃棄物処理基本計画に基づき、第2次計画終了時よりも減少させることを目指します。	資源化率	%	28.5	↑	流山市一般廃棄物処理基本計画に基づき、第2次計画終了時よりも増加させることを目指します。	最終処分量	t	1,432	↓	流山市一般廃棄物処理基本計画に基づき、第2次計画終了時よりも減少させることを目指します。
指標	単位	R5年度実績	将来目標の方向性(R16)	目標値設定の考え方																																										
1人1日あたりのごみ発生量	g	742	↓	流山市一般廃棄物処理基本計画に基づき、第2次計画終了時よりも減少させることを目指します。																																										
資源化率	%	28.5	↑	流山市一般廃棄物処理基本計画																																										
最終処分量	t	1,432	↓	流山市一般廃棄物処理基本計画																																										
指標	単位	R5年度実績	将来目標の方向性(R16)	目標値設定の考え方																																										
1人1日あたりのごみ発生量	g	742	↓	流山市一般廃棄物処理基本計画に基づき、第2次計画終了時よりも減少させることを目指します。																																										
資源化率	%	28.5	↑	流山市一般廃棄物処理基本計画に基づき、第2次計画終了時よりも増加させることを目指します。																																										
最終処分量	t	1,432	↓	流山市一般廃棄物処理基本計画に基づき、第2次計画終了時よりも減少させることを目指します。																																										
4-3	P17-18	第3章 将来の環境像と目標 2 計画の体系 3 計画の基本目標や施策の方向 基本目標3 市の取組み	不法投棄やポイ捨てについて、法律や条例違反に相当するものは、必要に応じて市だけではなく警察等の関係機関と連携をして、これら違法行為に対して、より効果的な防止策の強化を進めていただきたいと思います。具体的には、基本目標3 市の取り組み【廃棄物の不法投棄、ごみのポイ捨て対策】の一つ目「市内にてパトロールを実施し、ごみのポイ捨てや不法投棄の防止を強化します」について、「啓蒙活動や市内パトロールを実施する他、必要に応じて警察等の関係機関と連携して、ごみのポイ捨てや不法投棄の防止を強化します」に修正することを提案します。市民として、違法行為に対する市の毅然とした対応を強く支持します。	警察との連携はすでに実施しているため、取組内容に追加します。	有	P18上段 【修正前】 ・本市は「流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」を制定しており、市内全域で歩きタバコを禁止しているとともに、路上喫煙防止重点区域では路上喫煙を禁止しています。 【修正後】 ・本市は「流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」を制定しており、市内全域で歩きタバコを禁止しているとともに、路上喫煙防止重点区域では路上喫煙を禁止しています。 (以下、追記) ・違反行為に対しては、引き続き、警察と連携して対応します。																																								

第3次流山市環境基本計画（案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	第3次流山市環境基本計画 修正案
4-4	P17-18	第3章 将来の環境像と目標 2計画の体系 3計画の基本目標や施策の方向 基本目標3 市の取り組み	基本目標3の市の取り組みに「市が運営するリサイクルステーションの適切な維持管理に努める。正しい利用方法について啓蒙を図るとともに、悪質な利用者に対しては、必要に応じて警察等の関係機関と連携して対応すること」で、リサイクルステーションにおける不法投棄を根絶する」の文章を追加することを提案します。その理由として、南流山センターのリサイクルステーションが不法投棄場所となっていることを指摘します。南流山センターのリサイクルステーションには、指定袋を利用せず、分別されていない無茶苦茶な廃棄物がリサイクルボックスの横の隙間スペースに積み上げられています。また、資源ごみであっても排出できない日曜日や祝日、年末年始にリサイクルボックスの周辺に積み上げられており、道路に散乱している場合もあります。粗大ごみや事業ごみのようなものが投棄されていることもあります。定期的に市のご担当の方や業者の方、ボランティアの方が分別、撤去してくれているようですが、撤去されるとすぐにゴミが投棄されており、事実上の不法投棄場所、いいかえると、指定袋も分別も不要でなんでも回収してくれるゴミステーションと化しているように見受けられます。南流山センターは地域と市がつながる重要な場所であり、そこが不法投棄場所となっていることはとても悲しく、恥ずかしいことです。また、不法投棄は景観を損ねるだけでなく、治安悪化とも関係することが知られています。市のリサイクルステーションが、間接的であったとしても、地域の安全を脅かすようなことや、地域の価値を下げるようなことは決してあってはならないと思います。ルールを守る正直者の市民が不利益を被るようなこともあってはならないとも思います。市で適切に管理できないのであれば、どうぞ南流山センターのリサイクルステーションの廃止を検討して下さい。その際には、自治会が管理するステーションに不法投棄の予先が向いてしまう可能性があるでしょうから、自治会へのサポートもお願いします。南流山センターのリサイクルステーションの不法投棄は数年の長期に続いています。この間、その都度撤去されるだけで、根本的な解決策を図る市の取り組みは全く無いと理解しています。そもそも、不法投棄を撤去することは市のご担当や業者の方の本来の役割ではないでしょう。市には不法投棄は絶対に許さないという毅然とした姿勢を示していただき、関係法令に基づく強い対応を期待します。防犯カメラを設置する他、警察等の関係機関と連携した犯人の検挙等、根本的かつ地域の安全安心に資する解決を進めて下さい。	ご意見は、リサイクルステーションにおける不法投棄に関するものと思料しますが、不法投棄の防止及び強化は市全域で行うべきものであり、本計画にも盛り込んでおります。そのため、リサイクルステーションだけを特に記載することは考えておりません。また、南流山センターのリサイクルステーションへのご意見は、本件とは別のものと捉えますので、担当部署へお伝えします。	無	
5-1	P12-P13	第3章 将来の環境像と目標 3計画の基本目標や施策の方向 基本目標1 施策の方向 市の取り組み	計画に生物多様性に配慮した対応が必要だと考え、特に植物に関する知見からコメントします。時間がなく根拠情報は記載しませんが、既存の文献で述べられている情報ですので、参照は可能と思います。まず、本来の「生物多様性の意味や重要性の周知」について記載が必要だと思います。緑を保全するだけ、増やすだけでは生物多様性を高めることにならないためです。また、環境省から公表もされている30by30など現状で目指す方向として引用できるものは記載した方が良いです。	生物多様性の意味、重要性については、下位計画である生物多様性ながれやま戦略において示し、実施してまいります。	無	

第3次流山市環境基本計画（案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	第3次流山市環境基本計画 修正案
5-2	P11～13	第3章 将来の環境像と目標 2計画の体系 3計画の基本目標や施策の方向 基本目標1 施策の方向 市の取組み	基本目標1については11ページ12ページで1.～4.として示されていますが13ページの取り組み内容と整合していません。 13ページの項目を目標・方向性と整合させたいうえで不足している取り組みについて記載するか、現段階では未着手・未検討など現状を記載し、理解してもらいつつ意見や提案を求める形が良いと思います。	施策の方向すべてが目標指標の項目と一致しているものではありませんが、本計画の進捗状況を確認するためのツールとして、すでに数値化しているものを活用しており、適切であると考えています。 また、施策の方向性と市の取組については、整合が取れているものと考えます。	無	
5-3	P12～P13	第3章 将来の環境像と目標 3計画の基本目標や施策の方向 基本目標1 施策の方向 市の取組み	1.については「保全・再生」の記載はありますが、もとに戻す形だけが良いわけではないため「創出」を入れた方が良いと思います。生物多様性の高い状態は、防災面での機能も期待できますが、苗木を植えて植物を増やす場合には根茎の健全性が不十分になることもあり、見た目上で緑が増える効果はありますが、本来であれば自然と同様の種子から植物を生育させる方法が防災上も良いため、そういった点についても記載するか、別途どこかで設定し公表した方が良いです。 緑の量があれば問題がないわけではなく、生物多様性や防災面に配慮した質の高い緑が必要だと考えるため、地域の環境にあった地域に自生する植物種の利用が望ましいです。	ご意見の主旨は理解しますが、本市としては、生物多様性において「創出」ではなく、第一に保全・活用することを優先に施策を進めています。そのため、「創出」を追加することは考えておりません。	無	
5-4	P12～P13	第3章 将来の環境像と目標 3計画の基本目標や施策の方向 基本目標1 施策の方向 市の取組み	1.か2.には「侵略性の高い外来種への対応」を入れた方が良いです。 佐賀県等では緑化に使用する植物の制限がありますが、侵略性の高い植物種の使用について制限の検討が必要だと思います。外来種被害防止行動計画の改定や、生態系被害防止外来種リストが今年度末来年度末に改定されますが、現状で市内各地に生育範囲を広げているセイバンモロコシやナガミヒナゲシについては対策が不十分だと思いますので、外来植物種についての対策の記載が必要だと思います。なお、3.に関連してきますが、耕作放棄地への侵入も見受けられる状況です。	「生物多様性の保全」には、外来生物への対応も含んでおります。	無	
5-5	P12～P13	第3章 将来の環境像と目標 3計画の基本目標や施策の方向 基本目標1 施策の方向 市の取組み	3.農地や斜面林の保全・活用には「耕作放棄地への対応」については入れた方が良いです。 耕作放棄地の雑草化対策で耕耘しているだけという状況を見受けますが、植生がない状態が継続するため土砂の流出が見られます。耕作放棄地自体を無くしていくことへの対応は別途なされていると思いますが、何かしらの植生で被覆させておくこととすればよいと思います。 また、「斜面林」についてもどのように活用するか記載が必要だと思います（既存の斜面林こそ生物多様性が高いエリアだと思います）。ゲリラ豪雨や従来よりも雨滴強度の高い降水が増えており、斜面崩壊や土砂流出により生物多様性が低下することを回避していくため、生物多様性の高い斜面林を目指していく、としておけばよいと思います（単純植生だと崩れやすい、植栽した植物だと崩れやすい）。	「農地の保全」には、耕作放棄地への対応も含んでおります。また、斜面林をどのように活用するかについては、個別・具体的な内容として、個別の計画で定めるものと考えます。	無	
5-6	P12～P13	第3章 将来の環境像と目標 3計画の基本目標や施策の方向 基本目標1 施策の方向 市の取組み	4.水辺の保全・活用、水辺生態系ネットワークの保全についても、「創出」の記載が必要だと思います。 江戸川等の河川沿いにはナノハナ類やセイバンモロコシなどが繁茂している状況であるため、外来種対策が必要です。 単純植生を維持していくことで省力管理を目指す方法もあるが生物多様性に配慮した河川とした方が望ましく、環境教育などにも活用できるといいます。 何かしらの理由で今回の計画には記載できない場合であっても、別途どこかには記載される状態として、その記載が公開されていれば良いと思います。	ご意見の主旨は理解しますが、本市としては、水辺及び水辺生態系ネットワークにおいて「創出」ではなく、第一に保全・活用することを優先に施策を進めています。そのため、「創出」を追加することは考えておりません。	無	